

萌える海と大地 さわやか交流郷

小さくても
キラリと光るまち

標津

SHIBETSU

2007. 4

広報 しべつ

vol.482



主な記事

◆平成19年度 町政執行方針

◆〈特集〉平成19年度予算

大切な思い出と大きな夢を胸に巣立つ

標津幼稚園卒園式が3月22日、同園ホールで行われ、晴れて卒園を迎えた園児20人（男子8人・女子12人）が巣立ちました。

在園児や父母、先生たちに見守られ少し緊張した面持ちで一人ひとり入場する園児。斉藤隆園長（標津小学校長）から修了証書を受け取ると、園での楽しかった思い出や将来の夢など瞳を輝かせ元気よく発表していました。

また、お別れの歌などを歌うと、父母は今までの園生活を思い成長した我が子の姿に感動し目を潤ませる光景も。卒園児たちは、4月からの小学校生活へと胸を膨らませ思い出がいっぱい詰まった園舎をあとにしました。

平成19年度 町政執行方針 「新・ふるさとづくり宣言」の推進 ～ふるさと新生プランの実践～

3月12日、第1回標津町議会定例会が開かれ、その中で、金澤町長が平成19年度のまちづくりの基本となる「町政執行方針」を述べました。その内容を7ページにわたり紹介します。



町政執行方針を述べる金澤町長

平

平成19年第1回標津町議会定例会が開会されるにあたり、平成19年度の町政執行に対する私の所信を申し上げます。

述べ、皆様の町政へのご支援、お力添えを心からお願い申し上げます。

いま、小規模自治体を取り巻く状況は未曾有の厳しさに直面し、その存亡が大きく問われております。

顧みて、いまから49年前、標津村は村民歓喜の中で町制施行を迎えました。

当時の村勢は、世帯数1千511戸、人口7千948人を記録し、その前途は洋々たるものでありました。

それから半世紀の刻が流れ、

その間、飛躍的に社会資本の整備が進められた一方において、学校が消え、鉄道が消え、商店、国の出先機関が姿を消して、標津の街並みは往時を様変わりさせておりますが、来年には町制施行50年の大きな節目を迎え、また1つ標津町の歴史に輝かしい発展の歩みが記されようとしております。

連綿として続く歴史は立ち止まることなく、一瞬の現代をも惜しげもなく過去へと運び、脈々として未来へと流れておりますが、今に生きる私たちには、その時々々の記憶を止めて次代へ引き継ぐ使命が

課せられております。

地方分権社会の到来、市町村合併をはじめ、地方自治がかつてない激動の時代を迎えている今、地域、住民が自ら考え、自ら行動し、その責任を自ら負うという「地域主権」の時代にあつて、まさに地域力、町民力、行政力の総力をあげて協働のまちづくりの指針として策定した「新・ふるさとづくり宣言（ふるさと新生プラン）」が標榜する「満足はできなくても、納得できる標津町での暮らし」を実現する取り組みに全力を尽くさなければならぬものであります。

かかる困難に向かい、来るべき標津町町政施行50年の節目が6千町民の皆様の記憶に止まり、希望に満ちた次代への懸け橋となるように標津町の自立・再生に不退転の決意で臨んでまいります。

町政執行の基本姿勢

私

の町政執行の基本姿勢は、俳人、松尾芭蕉の理念である「不易と流行」を基本に「守るもの」、「攻め

るもの」、「開く（拓く）もの」、「見直すもの」の4つを施策展開の柱に掲げ、政策実現の要諦として「現場主義」、「透明性の高い行政運営」、「職員の意識改革」の3つの視点を掲げております。

不易とは時代を超えて価値のかわらないもの、流行とは時代の変化とともに変えていかなければならないものであります。

この理念に基づく町政執行と政策課題の推進は、町民の皆様と痛みを共有する中で、大胆かつ繊細な施策の集中と選択が求められており、何よりその成否は職員の取り組み姿勢にかかっておりますことから、3つの視点の進化管理を具さに検証し、私を含めた職員の役割と責任を明らかにして行かなければならないものであります。

その1つ「現場主義」は、地域行事への積極的な参加、町政懇談会、まちづくり出前講座、お茶の間懇談会等を通して、多くの皆様から貴重なご意見、ご批判をいただきました。

今後とも、その趣旨を広く

周知し、地域担当派遣参事制度を十分に機能させる中で、より多くの皆様と気楽に意見交換できる場の確保に努めてまいります。

2つ目の「透明性の高い行政運営」は、主に広報紙、インターネットのホームページ、防災無線を伝達媒体として行政情報の提供に努めてまいります。

情報の提供が一方的なものになっていないか、また町民の皆様が求めるものと乖離していないか、これらを十分に吟味し、広報紙、ホームページ等の内容充実に努めてまいります。

3つ目の「職員の意識改革」は、職員の窓口対応や自らの提案による開庁時間拡大の取り組みを評価する声がある一方において、なお多くの方々から厳しい指摘があるのも事実であります。

職員が自らを厳しく律して、意識改革に徹するよう本年4月から管理職員を、来年1月から一般職員を対象に勤務評定制度を導入し、また本年10月に大胆な組織機構と職制の見直しを行い、職員の勤務意

欲の向上と職場の活性化、規律保持に資する適正な人事管理を実施してまいります。

顧みて、その要諦となる3つの視点の取り組み成果が十分でなく、また未実施があることを大いに反省し、「職員が変わらなければ役場が変わらない」との強い想いのもとに職員一丸となって町民の皆様が求める「小さくとも開かれた顔の見える役場づくり」を実現させてまいります。

本町財政の現状と今後の見込み

【本町の財政状況と見通し】

本町の財政は、これまで常に長期展望に立った経費の削減、優良起債の選定や基金の備蓄に努め、その健全性が維持されてきたところであり、少子高齢化社会に対応する義務的負担が増加する一方において、歳入の大宗を占める地方交付税がここ数年で大きく削減され、交付額がピーク時の平成11年と比較して3分の2程度に落ち込むなど、財政基盤を揺るがす極めて深刻な事態を迎えて

おります。

向後の予算編成は、財政規模の縮小とともに著しい収支の不均衡が予想されることから、町民組織である「標準町行財政改革検討委員会」及び議会に設置されております「地方分権・行財政改革問題等特別委員会」と十分に連携し、住民サービスの見直しや民間委託・指定管理者制度を見据えた行財政改革の一層の推進を図るとともに、徴税技術を駆使した町税等自主財源の安定的確保に努めて、極力、基金の取崩しを最小限にする持続的な財政基盤の確立に努めてまいります。

【地方交付税の動向】

本町の平成18年度の普通交付税は、前年度比較で9千381万円の減額（△3・7割）となる24億1千705万円で、臨時財政対策債につきましても1億1千607万円の減額（△4・3割）となったことから、交付額は合わせて26億849万円となりました。

減額（△2・5割）であったことと比較しますと、右肩下がり傾向に依然として歯止めがかからない状況となっております。

今後の動向を推測しますと、三位一体改革や合併新法に基づく強力な合併推進を基本とする新型交付税の内容が依然不透明な状況であります、大幅削減を見越した財政運営を余儀なくされるものと思慮しております。

予算編成指針

成19年度標準町予算の概要について申し上げます。

平成19年度予算につきましては、先述した財政状況を背景に、平成18年7月に策定した「ふるさと新生プラン行動計画」を基本として、行政経費全般にわたり、行政効果や費用対効果を厳しく精査する中で、施策展開の4つの柱としております「拓く・守る・攻める・見直す」ものの区分に基づき施策の選択と集中を図り、「満足はできなくても、納得できる標準町での暮らし」

を実現するための予算編成を了したところであります。

結果として一般会計は、前年度より多少改善しているものの、財源不足を財政調整基金と減債基金の取り崩しで対応せざるを得ない厳しい内容となりました。

このような非常に厳しい予算編成を受けて、住民生活が苦境に喘ぐ中で、非常に心苦しいところでありますが、サービスの見直しに伴う公共料金の直接又は間接的な負担をお願いしていることに特段のご理解をいただきたいと存じております。

【予算規模】

一般会計、特別会計全体の予算規模は、昨年の当初予算と比較して1・6割のマイナスとなる予算編成となりました。

会計別に申し上げますと、
▽一般会計 52億5千500万円 対前年比0・2割の増
▽特別会計 26億6千372万円 対前年比5・9割の減（病院会計除く8会計）
▽病院会計 6億8千970万円 対前年比2・7割の増
以上のとおりとなっております。

「守る」政策…

環境と調和した農林業・

水産業の振興

【持続する農業・農村

づくりの推進】



恵まれた大自然でたくましく育つ乳用牛

国 内農業を取り巻く情勢は、生乳生産の需要低迷が続く、脱脂粉乳など乳製品の過剰在庫から、19年度においても2年連続の減産型計画生産が決定される中で、日本とオーストラリアの自由貿易協定（FTA）を柱とした経済連携協定（EPA）の交渉が2007年開始で合意され、この交渉の行方をめぐり地域農業に激震が走ったところであります。

また輸入穀物に依存する配合飼料は、頻発する地球規模の気象災害や中国、インドなど人口大国に見られる膨大な穀物需要の拡大、更には原油高や地球温暖化に対処する穀物由来のバイオエタノール生産の増大などにより、世界の穀物需要構造は大きく変化しつつあり、輸入穀物に依存する地域酪農は重大な岐路に立たされております。

このように生産環境が一段と厳しさを増す中で、本町酪農も農家戸数の減少や農業所得の低下、過重労働など、なお多くの解決すべき課題が山積しております。

このため、新規就農やリレー方式による経営継承が円滑に行われ、確かな定着が図られるよう積極的な就農支援対策や農協等関係機関との連携の下に「後継者育成プログラム」を策定し、農業後継者や新規就農者、農場スタッフを対象とした定期的な研修の場を設けるなど、個々の経営戦略の重要な柱として酪農経営の基本修得と地域に根づく人材の養成を図り、本町酪農の担い手育成・確保対策を積極

的に進める中で、本町がこれまで推進してきた土地と資源に支えられた「資源循環酪農」を基本とする安全・安心な食料の生産に邁進できる活力のある農業・農村の維持、育成を図って行かなければならないものと考えております。

【環境を守り育てる

森づくりの推進】



毎年多く人が参加する標津町植樹祭

近 年、森林の持つ公益的機能への期待の高まりから、平成13年に「林業基本法」が「森林・林業基本法」として37年ぶりに改正され、それまでの木材生産中心の森林・林業政策から、公益的機能を重視した政策へと転換されていきます。

とりわけ地球温暖化と自然災害の防止をはじめ、生態系保全や発展途上国の違法伐採対策の分野が注目され、地域的、国家的、国際的な取り組みが求められています。

このように森林をめぐる状況は大きく変化しており、今後、地域における森林の整備・管理を適切に進めていくためには、地域の実情に即した対応を基軸としながら、グローバルな機能と密接に関連する政策展開が必要となっております。

このことを踏まえ「環境を守り育てる町」として、目的に応じた森づくりをするために多様な角度から試験研究を行い、その成果を施策に反映しながら、基幹産業の発展と地域の生活環境や生態系保全など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るとともに、

住民の憩いや都市住民との触れ合いの場としても提供できる森林整備の積極的な推進、さらには公益的機能を損なうことなく人工林の適期収穫を行ない、財産としても有効に活用しながら植栽による循環を促進し、適切な森林管理に

努めてまいります。

【自然環境と調和した活力あふれる水産業の振興】

本

町の水産業は、高い資源管理技術と増殖技術に支えられて、大宗魚種である「サケ・ホタテ」は安定した生産が維持されてきたところでありますが、はからずも

昨年10月に大型台風並みに発達した低気圧の襲撃を受けて、最盛期の漁業生産施設に壊滅的な打撃を受けたところであります。

基幹産業の停滞は、即、町の衰退が懸念されることから、魚網、漁具の修復について、国、道とともに早急に支援策を講じたところでありますが、今後、生産の源である海の状況や生産基盤への影響を注視する必要があるものと考えております。

また河川環境は、住民生活や産業活動による水質や河川流域への影響が見られることから、その対策が急がれております。

町内各河川、中でも標津川は、住民の日々の暮らしや基幹産業である農業、漁業の源泉資源として標津町にとりま

しては、命の河川でありますことから、その対策として上流部の恵みを受けている中標津町との連携により農業団体、漁業団体及びびけます増殖協会による「流域環境保全対策協議会」組織を立ち上げ、計画的かつ継続的に町民と行政の協働による保全対策に取り組んでまいります。



自然の恵み、安心・安全の標準津産サケの水揚げ

安心と安全のまちづくり

【防災対策の推進】

近 年の地球温暖化に伴い全国各地で異常気象による災害が全国で多発し、また昨年から今年にかけて北方四島周辺海域を震源とする地

震は、はからずも沿岸住民に避難勧告を発する事態に発展し、住民生活の不安が増しております。

本町は、平成17年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」対策推進地域の指定を受け、防災対策の一層の強化が求められていることから、かかる事態を想定した地域防災計画の全面見直しを急ぐことといたしました。

計画の策定にあたっては、防災関係機関からなる「防災会議」の意見を踏まえ、また住民を対象とした防災リーダー研修会や防災訓練なども実施し、併せて住民からの意見を求める中で現実に即したよきめ細かな防災体制を構築し、住民の生命と財産の安全、安心確保に資する計画策定に努めてまいります。

【安全なまちづくりの推進】

平 成18年度に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき策定が求められていた「国民保護計画」は、先ごろ北海道及び標津町国民保護協議会との協議を終え、成案を得るに至りました。

今後は住民周知の徹底を図る中で、その安全確保に努めてまいります。

住民福祉の向上と生活

基盤の整備

【地域で支えあう福祉体制の推進】

昨 今の自然災害の多発を受けて、援護を必要とする方々の地域で支えあう福祉体制の確立が急がれております。

特に標津市街地区におきましては、援護を必要とする方が多く、行政による援護体制に限界があることから、町内会や民生委員などと連携した地域福祉支援ネットワークとも協力しながら「災害時要援護者支援体制」を早急に整備し、今秋には、避難訓練を実施してかかる課題に備えてまいります。

昨年10月に立ち上げました共同作業所「キラリ工房」には、6人の通所者が元気に通い、清掃作業や土産品加工などに取り組んでいるところであります。

この作業所は、障がい者就労支援などの目的のほか、

障害をもった方も健常者と同様に生活できる社会の実現「ノーマライゼーション」の考え方を進めていく拠点施設でもあります。

町民皆様のさまざまなご支援をいただきながら充実させてまいりたいと考えております。

懸案となっておりました標津版エンジェルプラン策定については、本年6月までに町内の子育て支援に関する課題を整理しながら、町民に分かりやすく、さまざまな相談に對して適切にコーディネートできる体制を整備してまいります。

「ボランティアセンター」は、行政とともに地域福祉の担い手である社会福祉協議会を中心として、平成19年度にボランティア団体設立に対する一部助成や個人ボランティアの登録化などの事前準備を行い、平成20年度から本格的な運用開始に努めてまいりたいと考えております。

【生きいきと健康に暮らせるまちづくりの推進】

現 在、国で進めております医療構造改革に処す

る「高齢者の医療の確保に関する法律」は、市町村に対して平成20年度から糖尿病などの生活習慣病に重点を置いた特定健診及び特定保健指導の実施を義務付けし、危険因子を複数併せ持つている方の増加と症状の重症化を防ぐため、保健指導の徹底と効率的・効果的な健診を求めています。

このことから、特に生活習慣病の有病者や予備軍を確実に抽出し、対象者の減少を目標にした長期的な「特定健康診査実施計画書」を策定し、対象者全ての方が受診できるよう、健康づくり推進員や関係機関との十分な連携のもとにきめ細かな受診体制の整備を進めてまいります。

また、町民の皆様の尊い生命を守るため、誰もが安全で安心して暮らせる環境を整備するため、一定の条件の下で使用が認められた「自動体外式除細動器(AED)」を、標津市街を除く町内4地区に設置するほか、イベント時の貸し出し用機器をひまわりに設置して、かかる事態に備えてまいります。

地域医療を取り巻く環境は、医療法の改正などにより、各地の自治体病院において医師、看護師の確保が困難を極める中で、本町の病院経営は久留米医科大学の格別なる支援を受けて、町民の皆様が安心して暮すことのできる医療体制が維持されているところであります。

今日ある医療の安定は、久留米医科大学との良好な関係なくしては在り得ないものでありますことから、診療環境や医師の待遇など受入条件を整備する中で、より強い信頼関係の構築に努めてまいります。

併せて流動化が激しく、定着と確保が厳しい状況にある看護師について、その勤務条件等の見直しを図る中で、安定確保に努めてまいります。

【環境対策と生活

インフラなどの整備】

平 成18年に改正耐震改修促進法が施行され、都道府県には少なくとも1年以内を目途にした耐震改修計画の策定が義務付けられ、市町村には努力義務として都道府県に準じた耐震改修計画の策

定が求められております。

その概要は、公共建築物の耐震診断と結果の公表、その整備プログラムの策定、避難者等の通路を確保する道路の特定等となっております。

本町としましては住民生活の安全対策として「住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、公共建物等の計画的な改修の検討と、これに基づく耐震改修を推進してまいります。

根室北部廃棄物処理広域連合が設置するゴミ焼却施設の建設につきましては、平成16

年8月の工事発注以来、この2月末をもって本体の建設工事が完了し、一部附属施設の整備はあるものの、当初の予定どおり4月には本格運転に入る予定であります。

本格稼働にあたっては、環境基準の遵守はもとより大きな財政負担を伴うことから引き続き経費の節減を強く求めて行く所存であります。

「攻める」施策…

定住の促進

【定住団地の分譲推進など

移住・定住対策の推進



「塊世代」を中心とした都市生活者において、

個々それぞれ思いのもとにより充実した生活の生きがい求めて環境の良い地域へ移り住もうとする「移住・交流」の機運が高まりを見せております。

このような中で、少子化や若年者をはじめとした雇用の間口が狭いなどの労働環境問題を抱えて、年々人口減少が進んでいる当町にあつて、この機運を捉えた「人口増加対策」が喫緊の課題となつていくところでありま。

このため、平成18年度には28区画の定住促進団地を整備し、町内外から分譲希望者を募集し、一定の成果を納めることが出来ました。

新年度におきましても残り区画の全てを分譲決定とするため、所要の対策を講じてまいります。

また、地域内への移住誘導や受け皿環境など、総合的な定住政策の推進が必要でありますので「定住プラン」を策定し町民を挙げた推進を図つてまいります。

地域資源を活用した

商工業と観光の振興

【官・民一体での対話と交流による地域内消費活動の推進】



長期低迷が続いていた国内景気は、回復基調に

転じたと言われておりますが、地域経済へは波及しておらず、地域間格差がますます拡大し、また近隣町での相次ぐ大型店の出店などにより、本町の商業は依然として厳しい状況下に置かれております。

これらの状況の中で、商工会では地産地消意識啓発のための事業所訪問や、愛町購買運動に連動するプレミアム商品券の発売、接客技術向上のためのホスピタリティ研修の開催など「細やかな誘客対策」に努力しているところでありますが、地元購買の絶対的な増加には至っていないのが現状であります。

これからの消費は「安心・安全」を求める時代であることから、地域ハサップの取り組みにより安心で安全な地場産品の消費活動を促すとともに、商工会が推進しております「細やかな誘客対策」への

積極的な支援とともにエコ・ツーリズム事業や「サーモンパーク」、「しべつ海の公園」と十分な連携を図る中で、交流人口の誘引による地元消費の拡大に努めてまいります。



地産地消推進キャンペーンが事業所訪問

【地域ハサップを基盤とし、地場産品を最大限に活用した付加価値の高い製品づくりと標準ブランドの確立】

い ま、地球規模の環境の

影響を与えており、水産庁は日本の魚介類生産量が10年後には500万トンを割り込むと予測しております。

資源減少が懸念される水産物は、爆発的な人口増が続く

中国の需要に加え、鳥インフルエンザやBSEの影響で欧米を中心に魚食が高まり、食品に対する「安全・安心・本物」を求める消費者の声は更に強まっております。

国内では、大手食品企業の不祥事が発覚し「食の安全性」がさらにクローズアップされた中で、本町の「地域ハサップ」システムはますますその価値を高め、「イクラ製品」など地場産品が北海道産食品独自認証を数多く受けるなど産地の信頼が強固なものとなっております。

このことから、平成18年度にスタートした「地域提案型雇用創造促進事業」と連動しながら、北海道物産イベント研修や高次加工技術研修、販売戦略研修など「安全性・高品質」が確保されている地場資源の優位性を最大限に活用し、地場産品のブランド確立に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

また、地場の水産系残滓の有効成分から化粧品や健康食品などを商品化する企業が本格稼動となり、同時に地域関連業者との連携による製品開

発も検討されていることから、水産系残滓の資源循環を促進するため、引き続き取り組みを強化してまいります。

【エコ・ツーリズムを基本とする交流人口の拡充による観光産業の促進】



道外修学旅行生に説明する町民ガイド

地

域ハサップの実践に伴う「食の安心・安全」

の消費者アピールとしてスタートした「エコ・ツーリズム事業」は6年を経過し、町民の皆さんとの協働による取り組みの成果として、昨年2月には「オーライ・ニッポン大賞」の栄誉に輝く本物の体験型観光へと進化してまいりました。

食と地場産業が結びついた

体験型観光の交流人口の誘引は、地場特産品の地産地消などから地域経済に大きな経済効果をもたらしていることから、さらなる「食へのこだわりやもてなし」の充実と「環境学習・癒し体験」などの新たなメニュー開発に取り組み、積極的な誘致活動による「通年型体験観光」の推進に努めてまいります。

【サーモンパークの再構築】

平

成3年の開館以来、入館者の減少が続いていましたサーモン科学館は、平成18年度集客対策の再構築として館内施設の充実、ホスピタリティの向上、営業範囲の

拡充などの取り組みをした結果、諸々の要因に助けられながらも入館者数は微小ながら現時点で昨年を上回ってまいりました。

その要因の具体的分析を急ぎ、さらなる再構築に向けて展示内容の充実、新たな営業範囲の掘り起こし、サーモンハウスとの連携、エコ・ツーリズム事業との共同を図りながら、魅力あるサーモン科学館の運営に努めてまいります。

拓く施策...

ふるさと新生プランの推進など

【ふるさと新生プランの実践】

6 千人の町民力と町内会をはじめとした団体・

企業の地域力を発揮した行動力と行政力の融合による、質の高いキラリと光るまちづくりの確実なる実践によって、町民の心と力を合わせた「協働のまちづくり」を推進し、それぞれが支えあい、信頼関係を持って「満足は出来なくても、納得のできる」ふるさと標津町の暮らしの実現に向かって邁進いたします。

このため、ふるさと新生プランを確実に実践するとともに、「協働活動」を進める土台作りとして、「新ふるさとづくり推進事業補助金」を創設し、知恵と汗を出す町民を応援してまいります。なお、これに対する財源については行革効果の3割を充て、町民活動に還元してまいります。

【標津高等学校存置に

向けた取り組みの強化】

全 道的に2間口以下の学級を抱える小規模高校

の存続が非常に厳しい状況となつてまいりました。

標津高校においても、中学校卒業生数の減少などにより今後とも入学志願者の減少が予想されることから、同校の間口確保が厳しい情勢と推察されます。

町といたしましては「地元中学から地元高校へ」と、これまで種々の対策を講じておりますが、さらに中高連携の充実や教育力向上のための進路指導強化対策や通学費補助制度の充実を図るなどして、標津高校の存続対策の取り組みを強化してまいります。

【市町村合併】

市

町村合併を取り巻く状況は、平成17年9月に設置された「根室支庁管内4町の自治を考える会」において、将来の町の姿を求めて協議、検討が続けられているところであります。

合併新法の残り期間が後3年と迫り、その後の自治のあり方を見据えた第29次地方制度調査会の新しい動きと相まって、統一地方選挙後の北海道の動きも十分に注視しなければならぬところであります。

すが、今はこれらの動きに十分に注視しながらも、ただひたすら自立の道を歩むことが町民の負託に応える道であると強く思っております。

今後とも情勢変化に対しては、議会と十分に協議し、町民の皆様の総意を付度して誤りのない町政運営に処してまいります。

見直す施策

徹底した行財政改革の取り組み

【行財政改革検討委員会提言の取り組みと一丸となった推進】

→ 昨年9月に立ち上げた「標準町行財政改革検討委員会」は、これまで第一次改革提言をはじめ、改革プログラムの進行管理、公共料金適正負担の検討のほか、町民の側から見た行政内部の非効率部分の洗い出しなど相当幅広い分野で精力的に活動いただいております。

委員の任期は本年9月までとなっておりますが、地方財政は現状の厳しさにまして平

成19年度から20年度にかけて本当の正念場を迎えると言われていたことから、改革は一時の猶予も許されません。

このことから、現委員会には、第2次「標準町行財政改革検討委員会」の設置を見据えていただく中で、積み残し課題の検討、「ふるさと新生プラン」の進行管理、公共料金の見直しのほか、新たに創設した「新・ふるさとづくり推進事業補助金」の審査を担当していただきたいと考えております。

また、行政内部の改革は、これまでの改革方針に加えて平成19年度から、新たに職員の勤勉手当0・2月分削減と5年間の凍結期間満了を迎える期末勤勉手当役職加算の凍結を2年間延長して、かかる事態に備えてまいります。本町の公共下水道は、昭和61年10月の供用開始から今年で21年目を迎えておりますが、これまで下水道使用料の改定は一度もなく、経営収支は維持管理費、建設費の償還など一般会計から多額の繰入をもつて財政収支のバランスを保ってまいりました。

施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が下水道会計の経営を圧迫していることから、下水道会計の健全化を図るために受益と公平負担の観点で

下水道使用料の見直しを図り、平成22年度までに「使用料収入で維持管理費を賄う」ことを目標に、平成19年4月から一般汚水の下水道使用料1立方メートルあたりの超過料金を「120円」から「150円」に改定させていただくこととしました。

また、し尿の汲取り処理にかかる料金についても、かねてから下水道使用料金との経済的負担の公平性を確保する観点から、下水道使用料と同様の負担となるよう町が一定の助成を行っております。

下水道使用料の改定にあたり、現行汲取り費用額1リットルあたり8円45銭のうち、町からの助成額について現行の4円94銭（助成率58・5割）を、4円45銭（同52・7割）とさせて頂くものであります。併せて保育料についても受益者の皆様から十分にご理解いただく中で、平成20年度の改定に向けた取り組みを進め

てまいりたいと考えております。

その他：

地域の特性を活かした教育の推進

【教育環境の整備推進】

教育目標はいつの時代にも変わらぬものであり、その内容は「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体の育成」すなわち「知・徳・体」のバランスの取れた人間づくりにほかなりません。一つの時代においても、子どもたちが健やかで夢と希望を持った生活をおくるのが、家庭、学校、地域社会の共通の願いであり、明るい未来を担う人材育成とともに地域の特性を活かした特色ある教育の推進が何より大切であります。

このような児童・生徒の育成には、教育環境の充実が大切でありますことから、学校教育施設の整備充実及び新年度より計画的に老朽化による

教員住宅の解体並びに新築の整備を進めるとともに、校舎の優先度調査の結果をもとに耐震化への検討・取り組みを図ってまいります。

なお、教育行政執行方針については、後刻、教育長から申し述べさせていただきます。

おわりに

以上、町政執行に臨む私の所信の一端を申し上げます。

町長就任にあたり、私に課せられた使命は、標準町が住民自治を担う基礎自治体として生き残って行くために確かな自立・再生の道標を示すことであると強く思っております。「新・ふるさとづくり宣言（ふるさと新生プラン）」が標準町の希望に満ちた未来への確かな道標として、「満足はできなくても、納得できる標準町での暮らし」が住民との協働の成果として実現するようでき得る最善の努力をいたす所存であります。

町民の皆さん、そうして議員の皆さん、一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成19年度予算

ふるさと新生プラン行動計画を基本とした予算編成

一般会計

52億5,500万円 [対前年比] 0.2%増

平成19年度予算が第1回定例議会（3月12日から16日）で可決され、4月から「ふるさと新生プラン」行動計画を基本とした予算に基づいてさまざまな施策が実施されます。

今年度の予算編成では、国庫補助金の廃止・縮減や地方交付税の新型交付税導入、税源配分の見直しの新分権改革により、さらに財源確保が厳しくなることが見込まれることから、「行財政改革の継続」「政策展開の基本姿勢」に基づき、全事業の抜本的な再構築を行いました。畜産担い手育成整備事業や標津漁港防波堤造成事業など大型

事業が集中したため、一般会計で対前年度比0.2%増の52億5,500万円と4年ぶりの増加。しかし、特別会計などを含めた予算総額は同1.6%減の86億842万円の4年連続減少となりました。

また、平成19年度の実行財政改革効果により生み出した財源の5%（326万円）を、ふるさと新生プランの確実な実践による住民力と地域力を発揮した協働事業などを支援するための補助制度を創設し還元することとしました。

予算の概要について紹介いたします。

1. 政策展開の基本姿勢

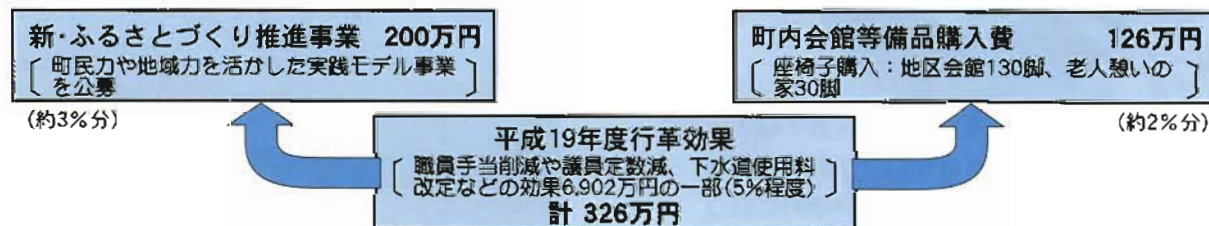
開く(拓く)もの 自立プラン策定、情報公開など

守るもの 産業、環境、福祉、防災など

攻めるもの 定住対策、地域資源活用など

見直すもの 行財政改革の徹底

2. 行革効果を重点事業に配分



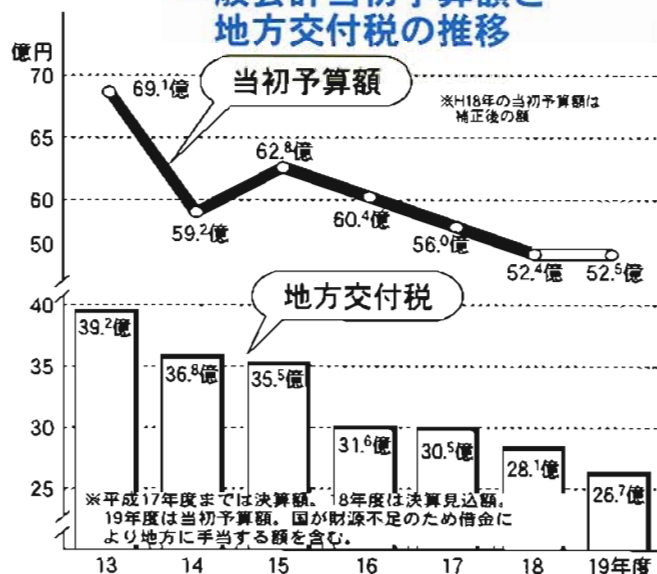
平成19年度一般会計・特別会計予算

(単位：万円、%)

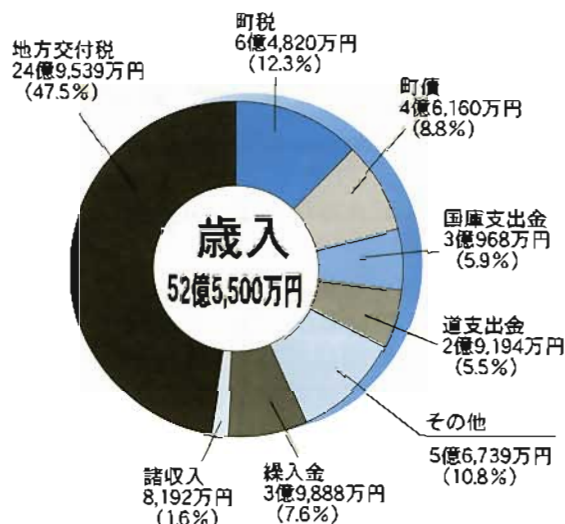
会計区分		平成19年度①	平成18年度②	増減①-②	比較率①/②
一般会計		525,500	524,300	1,200	0.2
特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	91,154	85,324	5,830	6.8
	介護保険特別会計(事業勘定)	29,068	27,514	1,554	5.6
	介護保険特別会計(サービス事業勘定)	2,890	2,911	▲ 21	▲ 0.7
	老人保健特別会計	65,492	64,271	1,221	1.9
	簡易水道特別会計	24,046	39,730	▲ 15,684	▲ 39.5
	下水道特別会計	42,835	49,444	▲ 6,609	▲ 13.4
	金山地域休養施設等特別会計	1,722	1,345	377	28.0
	サーモンパーク特別会計	9,165	12,572	▲ 3,407	▲ 27.1
	病院会計	68,970	67,148	1,822	2.7
計		335,342	350,259	▲ 14,917	▲ 4.3
合 計		860,842	874,559	▲ 13,717	▲ 1.6

一般会計歳入歳出内訳

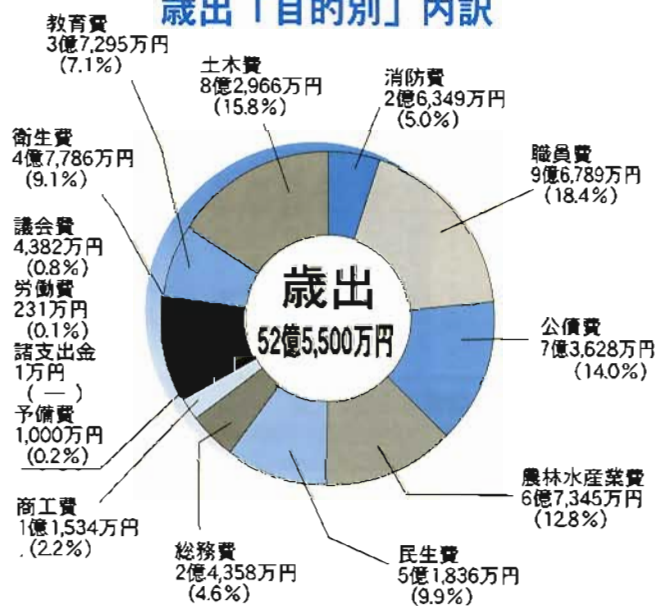
※ () は全体に占める割合

一般会計当初予算額と
地方交付税の推移

歳入「目的別」内訳



歳出「目的別」内訳



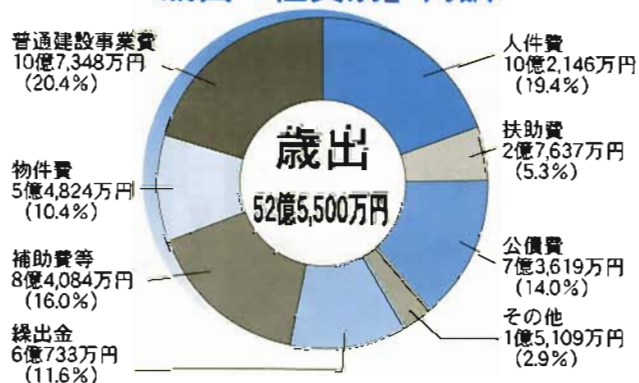
入るお金・歳入 (主な予算区分の説明)

- ▲町 税：町民の皆さんから町に直接納めていただく税金。町民税や固定資産税、軽自動車税など。ただし、国民健康保険税は、国保特別会計の収入となる
- ▲繰入金：基金などの積立金から取りくずすお金
- ▲地方交付税：国から町に交付されるお金。国税のうち所得税、法人税、たばこ税、酒税や消費税が、町の財政力に応じて交付される
- ▲国庫支出金：特定の事業を行う場合に、その経費にあてるために国から交付される負担金や補助金など
- ▲道支出金：特定の事業を行う場合に、その経費にあてるために道から交付される負担金や補助金など
- ▲町 債：施設の建設や土木工事など、多額の経費を必要とするとき、費用の一部を国や金融機関から計画的に借りるお金
- ▲その他：地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金など

使うお金・歳出 (主な予算区分の説明)

- ▶職員費：特別職や職員給与の経費
- ▶民生費：高齢者や障がい者、保育園など福祉に関連する経費
- ▶衛生費：各種検診やゴミ処理、環境対策などの経費
- ▶農林水産費：農業や林業、水産の振興などの経費
- ▶土木費：町道の整備、町営住宅管理、除排雪などの経費
- ▶消防費：消防団員の報酬、消防施設の整備・管理などの経費
- ▶公債費：町の借入金の元金の償還及び利子の支払いに要する経費
- ▶その他：町議会議員の報酬や労働、商工業などに関する経費

歳出「性質別」内訳



平成19年度の主な事業

平成19年度の町政運営にあたっては、「標津町ふるさと新生プラン」に沿った真に役立つ行政サービスの徹底により、「満足はできなくても、納得できる標津町での暮らし」の実現にむけて、6千町民が

心寄せ合いともに考え、ともに汗して、夢と希望の持てるキラリと光る「ふるさと標津町づくり」を推進していくものです。本年度の主要事業について「政策展開の基本姿勢」の柱に添って紹介します。

(◇印は今年度の新しい事業です)

「開く(拓く)」施策

ふるさと新生プランの推進

1 新生プランの実践

- ◇行政力の計画的な発揮によるふるさと新生プラン事業の確実な実践(新生プラン事業の重点化)
- ◇ふるさと新生プラン進行管理経費(事業評価パンフレット作成) 10万円
- ◇新・ふるさとづくり推進事業補助金(町民力や地域力を活かした実践モデル事業へ補助) 200万円

2 開かれた行政への取り組み

- ◆地域担当派遣参事制度 (ソフト事業)

3 行政サービスの向上

- ◆役場開庁時間の延長継続 (ソフト事業)
- ◆365日住民票・印鑑証明の交付継続(ソフト事業)
- ◇し尿汲取受付業務委託 77万円

4 標津高等学校存置に向けた取り組み

- ◆標津高等学校バス通学費補助金(町内全額・町外1/2補助) 809万円
- ◇一般入試対策夏期・冬期講習受講経費助成金 460万円
- ◆自然環境類型教育実施経費補助金 89万円



「守る」施策

環境と調和した農林業・水産業の振興

1 資源循環酪農を基本とするゆるぎない経営体質の確立

- ◆道営公共牧場整備事業負担金(崎無異地区) 2,500万円
- ◆中山間地域等直接支払交付金(平成12年~平成21年の第2期分) 17,046万円

- ◆道営草地整備改良事業負担金(茶志骨・川北地区) 4,108万円
- ◇畜産担い手育成整備事業(草地造成・整備改良) 6,954万円
- ◇農業担い手サポート推進事業(新規就農資金の助成など) 232万円
- ◇標津町農業振興計画策定経費 28万円



2 森林機能の重要性を発揮する森づくりの推進

- ◆森林環境保全整備事業(町有林植栽・下刈りなど) 4,722万円
- ◇木の実の森づくり事業(苗木代など) 8万円

3 自然環境と調和した活力あふれる漁業の振興

- ◆標津漁港修築事業(係留施設などの整備) 11,223万円
- ◆栽培増殖試験事業(藻場造成試験、ホヤ・クロガシラなどの増殖試験) 22万円
- ◆忠類川流域協議会推進事業 22万円
- ◇標津川を守る対策の推進事業 22万円

安心と安全のまちづくり

1 防災対策の推進

- ◇標津町地域防災計画策定事業(業務委託費) 550万円
- ◇災害時要援護者支援プラン作成(ソフト事業)

2 安全なまちづくりの推進

- ◇住宅・建築物耐震改修等事業(改修促進計画策定委託費) 479万円
- ◇配水管耐震化事業【簡易水道会計】(茶志骨地区) 2,800万円
- ◇自動体外式除細動器(AED)整備事業(5台購入) 236万円

住民福祉の向上と生活基盤の整備

- 1 地域で支えあう福祉体制の推進
 - ◆ボランティアの推進 (ソフト事業)
 - ◆地域福祉ネットワークの推進 (ソフト事業)
 - ◇子育て支援プラン策定 (ソフト事業)
- 2 生きいきと健康に暮らせるまちづくりの推進
 - ◇医療機器の更新【病院会計】 2,594万円
 - ◆夜間診療週2回の継続 (ソフト事業)
 - ◆いきいきサロン (ソフト事業)
 - ◆障がい者活動支援センター運営経費 634万円
 - ◇町内会館等備品購入費(座椅子購入費) 126万円
- 3 生活インフラ等の整備
 - ◆市町村道国庫補助事業(茶志骨南1号・茶志骨南5号・古多糠南2線凍雪害防止) 29,563万円
 - ◆緊急地方道路整備事業(標津東1丁目通り・茶志骨東2線改良・舗装) 7,716万円
 - ◇地方特定道路整備事業(茶志骨南5号舗装) 1,601万円
 - ◇基盤整備促進事業(川北東1号地区農道改良) 1,518万円
 - ◇標津幹線石綿管改修工事【簡易水道会計】 4,048万円
 - ◇水質監視機能強化事業【簡易水道会計】(薫別・上古多糠地区) 826万円
 - ◇標津町公共施設協働営繕基金(ふるさとリフレッシュ基金) 積立金 500万円

「攻める」施策

定住の促進

- 1 標津町営定住促進団地無償分譲の推進
 - ◆定住団地募集経費 114万円
 - ◆移住促進経費 48万円

地域資源を活用した商工業と観光の振興

- 1 対話と交流による地域内消費活動の推進
 - ◆商工推進補助金(町商工会補助金) 960万円
 - ◆しべつ「海の公園」施設運営管理経費 222万円



- 2 地場産物を最大限に活用した付加価値の高い製品づくりの推進
 - ◆水産物機能性物質抽出企業誘致事業 32万円

- ◆ふれあい加工体験センター製品試験販売事業 271万円
- ◆地場産物のブランド化の推進 (ソフト事業)
- 3 地域HACCP(ハサップ)を基盤とした標津ブランドの確立
 - ◆地域HACCP推進事業 127万円
 - ◆地域HACCPによる生産履歴情報の発信継続(登録制度等活用) (ソフト事業)
- 4 エコ・ツーリズムを基本とした交流人口の増加による観光の振興
 - ◆標津町エコ・ツーリズム交流推進事業 181万円
 - ◆地場産物を活用した食の観光推進(ソフト事業)
 - ◆標津町民祭り水・キラリ運営経費助成金 1,370万円



- 5 サーモンパークの活性化【サーモンパーク会計】
 - ◆サーモンパーク活性化対策事業(集客対策) 39万円
 - ◇オリジナルグッズ制作経費 38万円
 - ◇メディア化整備事業(DVD映像上映) 24万円

「見直す」施策

徹底した行財政改革の取り組み

- 1 行財政改革検討委員会からの提言に基づく改革の実践 (ソフト事業)
- 2 自立のための住民負担
 - ◇下水道使用料改定【下水道会計】 623万円
120円/㎡ ⇒ 150円/㎡ (30円/㎡ 値上げ)
 - ◇し尿処理手数料改定 59万円
3.51円/ℓ ⇒ 4.00円/ℓ (0.49円/ℓ 負担増)
- 3 職員定数の適正化と組織機構の改革 (ソフト事業)
- 4 職員給与の見直しと職責に応じた給与体系の確立 (ソフト事業)

その他

地域の特性を活かした教育の推進

- 1 教育環境の整備推進
 - ◇町内幼稚園、小・中学校防犯設備経費(モニター付きインターホンの設置) 40万円
 - ◇標津小中学校蒸気ボイラー・真空ポンプ取替 667万円

ふるさと新生のため 徹底した「行財政改革」を推進

町では、平成13年9月の「行財政構造改革宣言」以来、これまでに人件費や事務経費、各サービス、公共料金の見直しなどを行ってきました。

さらに、平成17年9月に町民組織で発足した「町行財政改革検討委員会（村上英之委員長・委員15人）」の提言に基づき客観的な視点での改革も進めています。

また、財政構造を変えていくための更なる取り組みを継続して行かなければ、企業の倒産にあたる財政再建団体となりうる事態も想定されます。

こうした厳しい財政状況を乗り越え、将来における健全な財政運営を確立していくため、町民の皆様と一体となった行財政改革を推進してまいります。これらの平成19年度の主な改革は次のとおりです。

平成19年度行財政改革による効果は6,902万円

特別職と職員の期末・勤勉手当を削減しました。

- 1 特別職（町長・副町長・教育長）
 - ・期末手当0.2カ月削減【1.85カ月⇒1.65カ月】
- 2 職員
 - ・勤勉手当0.2カ月削減【管理職：1.85カ月⇒1.65カ月、係長以下1.45カ月⇒1.25カ月】
 - ・期末手当役職加算凍結を2年間延長【平成14年度～平成18年度⇒平成20年度まで】

平成19年度行財政改革効果（金額で表すことができるもの）

項 目	内 容	金 額 (万円)	平成18年度までの改革				
			H18	H17	H16	H15	H14
町民の皆さんに負担を求めるもの		724	301	1,009	593	961	641
◆下水道使用料	超過料金：120円/㎡⇒150円/㎡	623	・除雪基準の見直し（10cm⇒13cm） ・川北パークゴルフ場有料化 ・老人医療町単独分廃止など				
◆し尿処理手数料	町民負担額：3.51円/ℓ⇒4.00円/ℓ	59					
◆福祉サービス	健康飲料宅配対象者の厳選	42					
職員などに負担を求めるもの		5,268	6,893	4,629	5,303	9,134	5,896
◆職員数	定年退職者不補充の継続	1,085	・特殊勤務手当廃止 ・管理職手当40％程度削減 ・住宅手当50％削減 ・特別職報酬（町長12％ほか）削減 ・議員報酬（5％）削減 ・職員住宅料（平均14.3％）引き上げなど				
◆職員給与	勤勉手当0.2ヶ月削減	2,876					
◆特別職報酬	役職加算凍結2年間延長						
◆委員報酬	交通安全推進員報酬減	3					
◆議員定数	定数16人⇒11人	1,304					
各団体などに負担を求めるもの		47	765	317	649	2,403	1,119
◆視察研修	農業委員道外研修凍結など	47	・団体補助金削減				
施設など管理費の削減		484	158	152	574	971	320
◆公用車運転委託	公用車運転業務の民間委託	331	・町施設（事務所）清掃職員対応 ・町施設管理人廃止、営業期間短縮など				
◆庁舎維持管理委託	庁舎維持管理業務の民間委託	153					
その他の縮減、廃止		379	500	14,034	2,681	2,086	2,466
◆財務システム導入	印刷など事務経費の減	43	・旅費などの削減 ・名誉町民年金廃止 ・事務費の削減など				
◆事務費削減	法令等追録購読数の削減など	147					
◆自校給食の廃止	全小中学校をセンター給食へ移行	189					
		6,902	8,617	20,141	9,746	15,555	10,442

7億1,403万円を削減

平成14年から…

基金(町の貯金)の状況

(単位: 万円)

区 分		平成18年度末 現在高見込額	平成19年度積立見込額			平成19年度 取崩額	平成19年度末 現在高見込額
基金名			元	金	利子	計	
財政調整基金		40,279					17,000
減 價 基 金		27,723					8,558
特 定 目 的 基 金	萌える海と大地・さわ やか交流郷創生基金	29,815			45	45	1,396
	交通安全対策基金	512			1	1	
	標津線代替輸送確保基金	45,986			67	67	2,125
	ふるさとリフレッシュ基金	0	500			500	
	社 会 福 祉 基 金	14,909					13
	健康と福祉の村建設基金	3,212			5	5	1,685
	廃棄物処理施設建設基金	21,397			32	32	4,812
	酪肉経営振興対策基金	19,447			29	29	3,837
	緑 の 基 金	5,497			8	8	
	水 産 振 興 基 金	25,871			39	39	
	教育施設等建設基金	511			1	1	462
	体育文化振興基金	11,869					
計		247,028	500	227	727	39,888	

用語解説

●財政調整基金…

予期しない収入減少や不時の支出増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うための基金。町の貯金ともいえる。

●減価基金…

公債費(町の借金)の償還を計画的に行うための資金を積み立てる基金。

●ふるさとリフレッシュ基金…

町民の皆さんと協働で公共施設の改修を計画的に行うための基金。

●緑の基金…

大地の保全と大海に注ぐ河川を育む源となる森林・林帯を将来にわたって保護し、「緑の環境林」を総合的かつ計画的に整備推進するための基金。平成14年度から新設。

町民1人当たりの

貯金は… **34万円** 借金は… **24万円**

一般会計の貯金(基金)は、平成19年度末現在(見込み)で20億7,867万円。人口(平成18年12月末住民基本台帳人口)で割った町民1人あたりの貯金は34万円になります。町では毎年計画的な基金の積立を行っており、健全な財政運営に最大限努めています。

一方、一般会計の平成19年度末の借金(公債費)残高(見込み)は、60億7,923万円(A)です。

ただし(A)のうち、公営住宅使用料など返済財源となるものが、

5億8,198万円(B)。義務教育施設債などの返済のために国から地方交付税で後年度に交付されるものが、40億2,820万円(C)あります。

従って、(B)と(C)の合計46億1,018万円が償還財源として補てんされることから、実際の借金は(A)からこの金額を差し引いた14億6,905万円となります。人口(平成18年12月末住民基本台帳人口)で割った町民1人あたりの借金残高は24万円になります。

経 常 収 支 比 率 と は、
地方税や地方交付税など使途が限定されず、毎年入ってくる財源に対し、人件費など必ず支出しなければならぬ経費の割合をいいます。
数字が低いほど財政に弾力性があることを示します。

経常収支比率は **78.5%**

本町は78・5割(平成19年度当初見込み)。一般的に80割以下が望ましいとされています。
なお、平成17年度決算では、全道平均が91・8割。本町は79・9割で、全道206市町村中、10番目に良い数値になっています。

健康
いちばん!

佐伯育栄 栄養士



Ikue Saeki

《今月のテーマ》
健康づくり、意識して
いますか?

早寝早起き朝ごはん

学力・体力の低下の要因とされる「夜更かし→朝寝坊→朝食抜き」の悪循環を断ち切り、生活リズムを改善させようという運動が『早寝早起き朝ごはん』です。

特に小さな子どもにとって、早寝早起き朝ごはんを習慣づけしないと、将来肥満になる

る可能性が高いと言われている。

家族の生活習慣は、子どもに影響します。朝ごはんは菓子パンだけという習慣はないですか? 空っぽになったエネルギーを補給するには、エネルギー源となる糖質(ご飯、パン、めんなど)が必要です。

また、失った体温を取り戻すためにタンパク質(魚、肉、卵、大豆製品)も必要です。そして、それを体の中で上手に利用してくれるのが野菜、果物類です。

家族みんなで、早寝、早起き、美味しい朝ごはんを食べましょう。

健康づくりを応援します

町保健福祉センターでは、『健康づくり教室』を実施しています。



シンボルマーク

皆様のご希望に応じて、生活習慣病や食生活、歯の健康、こころの健康や病気に関することなど、保健師、栄養士、歯科衛生士が各地区に出向き、お話をさせていただいています。またご希望に応じて調理実習や体操などを取り入れて

行なっています。18年度は次のようなテーマで実施しました。

18年度実施したテーマ

- ・メタボリックシンドロームについて
- ・心の健康について
- ・生活習慣病予防のための食生活
- ・食事バランスガイドについて
- ・乳がんの早期発見について
- ・ストレスと体への影響

健康に関するテーマであればどのようなテーマでも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。各町内会や婦人部、その他のような団体、または小グループでも受け付けています。人数制限はありません。



体操の様子

4月から随時受け付けています。実施予定日の1カ月前までにご連絡ください。

★申し込み・お問い合わせは保健福祉センター「ひまわり」
TEL 82-11515
FAX 82-11530まで。

平成18年度
歯っぴー☆KIDS
表彰式

1月24日、町保健福祉センターで、3歳または4歳児でむし歯のない子を表彰する歯っぴー☆KIDS表彰式を行いました。この事業を通して、本町にむし歯のない子が増えることを願って実施しています。今回は、平成15年生まれ41人中、むし歯のない子は22人。そのうち18人が表彰式に参加されました。



※平成19年度の対象は、平成16年生まれのお子さんです。

ひまわりの紹介



今回は「訪問リハビリ」についてご紹介いたします。

【誰が対象ですか?】

脳卒中などの病気や事故、老化などで身体に障害がおき生活が不自由な方。

【誰が訪問するのですか?】

作業療法士が年に4回、言語聴覚士が年に1回来町し、保健師と一緒に訪問します。

【どんなことをしますか?】

身体については、作業療法士が自立を尊重しながら身体に負担をかけない生活の過ごし方をアドバイスします。その他、体操や家屋の改善についての助言もします。

言葉については、言語聴覚士が言葉や口の動き、飲み込みについての助言をします。

★詳しいお問い合わせはひまわりまで。

今季最終戦で日本新記録を樹立した大菅選手



写真提供：フォート・キシモト

今季最終戦となったスピードスケートの世界距離別選手権が3月8〜11日、米ソルトレークシティーで開かれ、女子500mで本町出身の大菅小百合選手が2回目に自身が持つ日本記録を0秒03更新する37秒51の日本新を樹立。合計タイム1分15秒20で3位に輝きました。

大菅選手は、昨年2月のトリノ冬季オリンピックで8位に入賞したものの、自分自身納得いく結果を出せなかったことから、7年間在籍した日本電産サンキョーを5月20日付けで退社。厳しい環境に身を置いて自分を追い込もうと決断し、スポンサーを探しながらの再スタートとなりました。

毎年恒例だった海外合宿を断念するなど、国内で孤独な練習を行っていました。9月に支援してくれる大和ハウス工業に入社が決まり、練習環境が改善され

たものの不安を胸に臨んだシーズンとなりました。

今年の主な500mの試合結果は、第13回距離別選手権優勝（2回の合計タイム・1分17秒67）。第5回エムウェーブ競技会優勝（38秒71の大会記録）。

また、ワールドカップ・カルガリー大会（カナダ）では、1回目3位（37秒83）・2回目2位（37秒66）と表彰台に上がり、オランダやドイツ、中国で開催されたワールドカップでも、それぞれ日本人最高位の成績を収めるなど、持ち前の根性でシーズン終盤から徐々に調子を上げ新天地である同社の協力で有終の美を飾り今シーズンを終了しました。

本町の誇りであるトップアスリート大菅選手のさらなる活躍を期待し、今後も町民みなさんで応援して行きます。

生活習慣で脳の若返り方法を学ぶ

認知症予防講演会（町・中標津保健所共催）が2月14日、町保健福祉センターひまわりで開かれ、札幌医科大学の池田望助教授が「脳をイキイキと活性化するための秘訣」をテーマに講話。参加者11人が日常生活での予防法などを学びました。

池田助教授は「年をとると物忘れが始まるように、覚えたり、判断する力が衰えるのが認知症の一步」と前置き「普段の生活や早期発見が重要。低下しやすい機能を意識的に日頃から使うことが大切」と予防法を語っていました。

女性の視点からまちづくりに参加

町女性団体連絡協議会と金澤町長との懇談会が2月14日、町生涯学習センター「あすばる」で初めて開かれ、同協議会加盟4団体21人がお茶を飲みながら気軽に意見交換を行いました。

懇談会では、町長がふるさと新生プランやまちの台

所事情などを説明。参加者からは道道除雪体制や下水道整備計画などの質問が出され和やかな雰囲気での懇談となりました。

徳橋会長は「女性の視点からまちづくりに参加する場として今後も開きたい」と意欲を見せていました。

蜜ろうのキャンドルづくりに挑戦

森林の果たす役割を、さまざまな体験を通して理解してもらおうと森林づくりファミリースクールが2月24日、町生涯学習センター「あすばる」で開かれ、小中学生32人が森林の役割を学びながら蜜ろうキャンドルづくりを体験しました。

参加者は、森の木々に咲く花の蜜からミツバチたちが作り出した蜜ろうを使い、粘土細工のように思い思いの形のキャンドル作りに挑戦。神内彩花さん（標津中1年）は「いろいろな形がつくれて楽しいです」と手際よく製作をしていました。



本町の水産加工品が 食のトップブランドに認証

このほど、町内水産加工業者の(株)マ印神内商店や標津漁協、(有)川村水産、(株)山十前川商店が生産する「塩イクラ」が道産食品独自認証制度による食のトップブランドの認証を受けました。

同制度は、道内で生産された農畜産物、水産物を対象にした道産食材にこだわりの北海道ならではの自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食材で、原材料や生産管理工程、衛生管理、個性などの高い認証基準が設定されています。

平成18年度「塩イクラの部門」では、全道7業者のうち、本町からは4業者が認証基準をクリア。北海道が誇る食のトップブランドとして安全・安心・こだわりの証「きらりつぶ」マークがついた認証商品として、全道・全国の消費者へ提供することとなりました。

また、昨年12月現在、11品目75品の認証商品に、マ印神内商店の熟成塩蔵さけ(山漬け)や標津漁協の番屋鮭一本造り(山漬け)が平

成17年に登録されています。

道では食の安全、安心を確保し、産地ブランドの向上を図るため認証後も厳格なチェック体制で定期的な検査を行っています。

本町の水産加工品が食のトップブランドとして認められた背景には、水産物の水揚げから加工、流通に至るすべての過程に、地域が一体となった衛生管理システム(地域ハサップ)の取り組みが重視され高く評価された結果でもあります。食に対する信頼が薄らいでいるなか、道の「お墨付き」をもらった本町の水産加工品は「安心・安全」な証です。



絵本の魅力をパフォーマンスで伝える

絵本とオリジナル音楽が融合した読み聞かせの「絵本パフォーマンスライブ」(町地域子育て支援センター主催)が2月24日、双葉保育園とキラリ児童館で開かれ、親子連れ約175人がリズムカルな絵本の読み聞かせを楽しみました。

日本で唯一の絵本パフォーマーの岸田典大さんが、自作の歌のリズムに合わせて裏声や大声を交え絵本を読み上げると、子どもたちは食い入るように見つめ、岸田ワールドに引き込まれるように一緒に体を動かしたりする姿も見られました。

災害時の対応を万全に

町では、低気圧や地震、津波などの災害時の住民対応が適切かつ迅速にできるよう2月23日と3月7日に、役場会議室で防災机上訓練を実施しました。

同訓練には、町長を始め管理職が出席。今年1月13日の津波警報発令に伴う災

害対応における問題点を検証し、その課題と対応策として38項目について協議し、各対策班ごとにとるべき初動体制を確認。いざというときに職員が適格に実践できるような練度を高め、併せて職員の防災意識や対応能力の向上を図りました。



本町初の子ども合唱団が発足

合唱の素晴らしさを子どもたちに伝えようと、町内で絵本の読み聞かせや歌、紙芝居などのボランティア活動を行っている坂部宏子さん(北1西2・つばみ園園長)が3月10日、同園で本町初の標津子ども合唱団「クリオネ・クラブ」を発

足しました。同クラブには、小学生7人が入団。記念すべき初日から元気な声が響き渡っていました。

坂部さんは「合唱は人を優しく、啓発し、協調させ心を豊かにします。そんなメリットを標津町にも育てたい」と語っていました。



防災関連情報のお知らせ



標津高等学校の体育館が 防災避難施設に！

かねてから改築整備を進めていた同校の体育館（柔剣道場併設）がこのほど完成し、4月1日から万一の災害時には、住民の避難所として開放いただけることとなりました。

この体育館には、避難生活にも対応できるよう自家発電設備を備えユニットシャワーやトイレも設置されています。もともと町の防災計画では同校も避難施設として指定していますが、体育館は改築計画当初から防災機能が備わった施設として整備されてきました。万一の避難の際は、学校正面から入るか町道南2条西4丁目通り（総合体育館側）入り口から直接体育館に入ってください。

津波警報・大津波警報が発令されたら、 ただちに「サイレン」を吹鳴！

気象庁から津波警報・大津波警報が発令されたら、町として防災計画に沿って直ちに「災害対策本部を設置」し、次のとおり対応しますので、住民はただちに高台か、高い場所にある避難所に落ち着いて避難して下さい。（戸じまりを忘れずに。）

気象庁からの発令区分	町長から住民への勧告等（防災計画による）	サイレン吹鳴方法（サイレン信号）
津波警報（波高2m程度）	避難勧告	20秒 5秒 3回 ○ー 休止 繰り返す
大津波警報（波高3m程度以上）	避難指示（勧告より強い発令）	45秒 10秒 9回 ○ー 休止 繰り返す

★お問い合わせは、住民課（滝本・田口）まで。

重度心身障がい者・ひとり親家庭に対する医療費助成の町独自軽減制度の延長

重度心身障がい者及びひとり親（母子・父子）家庭への医療費助成制度は、平成16年10月からの道の制度が改正により、課税世帯の入院、通院に負担上限額が設定されることになったため、標津町では道制度の半

分を自己負担限度額とする激変緩和措置を今年3月までの期限付で実施してきましたが、住民の負担軽減を図る観点から、この単独軽減措置を更に3年後の平成22年3月31日までに延長することになりました。

区 分	道制度（共同事業）自己負担限度額	標津町独自制度自己負担限度額	摘 要
重度心身障がい者 （課税世帯・3歳以上）	入院 44,400円 通院 12,000円	入院 22,200円 通院 6,000円 人工透析 5,000円 （上位所得者 10,000円）	それぞれの適用には所得制限があります。 ※人工透析については、健保法で自己負担額1万円（上位所得者2万円）となっているため、町独自でその半分の自己負担限度額としている。
ひとり親家庭 （課税世帯・3歳以上）	入院 44,400円 （児童・母・父） 通院 12,000円 （児童）	入院 22,200円 （児童・母・父） 通院 6,000円 （児童・母（根釧管内））	それぞれの適用には所得制限があります。
備考1	道制度（共同事業）	本人負担を超える分を町と道で2分の1ずつ負担	
2	標津町独自制度	道制度の自己負担限度額までを全額町が負担	
3	非課税世帯・3歳未満の自己負担額	初診時一部負担のみ	

★お問い合わせは、福祉課（水川・森井）まで。

☆☆☆ 郷土（標津町）の活性化を 町民の力で ☆☆☆
まちが変わります。 変えましょう!!



地元で買おう 地元を使おう
地元で食べよう
「地産地消」の心で!!

生き生き標高郷土の標・地域で育てる
標津高校
標高の存続は町民みんなの願い!!

5月1日から全国卒募集開始(先着順)



町の魅力の発見や定住することへの不安や心配などを解消してもらうために、標津住宅建設保証協会など関係団体と協働して、現地案内やお試し暮らし(短期移住)体験を実施しています。

1月から実施している冬のお試し暮らし体験では、神戸市、札幌市、静岡県伊東市から3組の方が2泊～3泊の間、標津町の冬の実体験や施設見学、定住団地での説明、住宅建築相談並びに町民(移住推進委員)との懇談を実施するなどありのままの標津町での暮らしを体験していただきました。

暮らししてみた感想として①自然環境がすばらしい、②公共施設が充実している、③思ったより寒くない、④町の人が親切、⑤住宅建築に向けて勉強になった、⑥移住

に消極的だったが来てみて考えが変わったなどが寄せられました。

多くの方がそうであるように実際に本町に来てみて、わが町の魅力を再発見してくれるようです。

春を迎える団地に2棟の建築が着工されます。いずれも町民の方ですが、6月には完成するとの事ですので、定住団地は2年目に入って名実ともに「快適な生活空間」として動き出します。“楽しみですね”

いよいよ5月1日から全国卒の第2次募集を開始します。(町民卒9区画のうち残り4区画の範囲内で町民の方も応募できます。)

なお、募集期間は、先着順で決定するため、15区画が決定次第終了となります。

また、応募条件や建築条件は町

民卒募集と同様で、契約条件の宅地貸付保証金も120万円となります。(3年以内に住宅建築を完了し、入居された時点で全額返還します。)

★詳しい応募条件や応募方法は、企画政策課内定住サポートセンターにお問い合わせ下さい。(担当：小川、山田)まで。



静岡県の中嶋さんご夫妻への
現地説明(3/16)

バスに乗ろう運動第1弾!!



通院、買い物、温泉などに便利になった無料町営バスが発行進行

今月から町営バスとスクールバスがお年寄りの方など一般町民の方々に「便利」になって、スタートします。



4月3日から

①標津市街地を火曜日と金曜日に運行している「標津市街循環線」は、夏期運行(4月～11月)期間について、公営住宅区域の中や住宅区域の中の道路をできるだけ運行するルートに変更するほか通年サーモンパークまで運行を延長するなど、病院やひまわり温泉の他に歯医者、買い物やサーモン科学館(70歳以上の町民の方は無料で入館できます)や食事、しべつ

市場などにご利用いただける運行としました。

②また、バスから音楽を流して、運行をお知らせするメロディーバスといたします。

停留所以外でも手を挙げて合図すれば、乗車できますので、お気軽にご利用下さい。

③古多糠川北線は、時間帯を若干変更し、高校生が川北、北標津、古多糠方面への帰宅に利用できるようになりました。



4月6日から

④北標津と茶志骨を運行しているスクールバスにも児童生徒だけではなく町民の方も一緒に乗ること

ができるようになりました。

⑤北標津スクールバスは、川北バス待合所まで運行しますので、標津行の路線バスへの乗り継ぎができるほか、川北での買い物、農協、郵便局などの利用にも便利になりました。

⑥茶志骨スクールバスも標津バスターミナルまで運行しますので、そこから市街循環線(火・金運行)に乗り継ぐことができます。通院、買い物、信金、郵便局などの利用が便利になりました。

できるだけ、安全・安心なバスに乗って買い物など戸外に出て、気分をすっきりさせませんか。

★詳しくは、企画政策課(担当：小川、山田)まで

交通・防災

「新入学(園)期の交通安全運動」が始まります

住民総ぐるみで新入学(園)児を交通事故から守り、合わせて正しい交通ルールやマナーの実践を習慣づけてもらうため、広報・啓発及び街頭指導を実施します。

期 間 4月6日(金)～13日(金)

重 点

新入学(園)児の交通安全ルール・マナーの指導

—中標津警察署・住民課—

「春の火災予防運動」を実施します

火災が発生しやすい気候を迎えることから、皆さんの火災予防思想や住宅用火災警報器などの普及・促進を図り、火災の発生を防ぐため「春の火災予防運動」を実施します。

統一標語

「けさないで あなたの心の注意の火」

期 間 4月20日(金)～30日(月)

～住宅防火いのちを守る

7つのポイント～

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものか

ら離れた位置で使用する

・ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

・寝具や衣類から火災を防ぐために、防災品を使用する

・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所の協力体制をつくる

—標津消防署—

「標津町国民保護計画」が作成されました

武力攻撃事態などによる国民の保護のための措置に関する法律、一般的には「国民保護法」と言われていますが、この規定に基づき「標津町国民保護計画」が作成されました。これは、武力攻撃事態などによって国民の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的に、全ての自治体に作成が義務付けられた

もので、本町の計画は5編から構成され、約90ページにわたり作成しました。

この計画は、町のホームページ(<http://shibetsutown.jp>)に掲載のほか役場住民課でも閲覧ができます。

★詳しくは、住民課(担当:田口)まで。

乳幼児・2歳児健康相談日程

4月20日(金) 会場/ひまわり

●乳幼児 [9時～10時・13時30分～14時30分]

※午前は13ヵ月児 午後は4・7・10ヵ月児対象

●2歳児 [9時～10時]

★お問い合わせは、保健福祉センターひまわり ☎82-1515)まで。

町長の動静

(2月21日～3月20日)

【2月22日】

第2回標津町国民保護協議会

【2月23日】

標津漁協漁船漁業者部会通常総会

【2月24日】

新党大地代表衆議院議員鈴木宗男新年交礼会(中標津町)・標津スポーツクラブ設立セレモニー

【2月26日】

平成19年度予算報道発表、第1回防災机上訓練

【2月28日】

全国過疎地域自立促進連盟北海道支部役員会ほか(札幌市)

【3月1日】

標津高等学校卒業式

【3月2日】

根室北部衛生組合等一部事務組合、広域連合議会(標津町、中標津町)

【3月4日～6日】

酪農・畜産振興対策中央要望(東京都)

【3月6日】

標津町障がい者福祉計画策定委員会、国民健康保険運営協議会

【3月9日】

北方領土隣接地域振興協議会(中標津町)

【3月12日】

第1回標津町議会定例会

【3月20日】

北方領土隣接地域振興協議会(札幌市)

<以上、主なもの>

♪ 初心者・高齢者・保育士・教職 ♪

小川ようこピア/教室

《生徒募集中》

標津町北4条西3丁目3の2

☎82-3732

♪ ♪

あなたの
ための
“国民年金”

国民年金は、あなたが主人公です

平成19年度の保険料は？

平成19年度の保険料は、月額14,100円となります。

国民年金保険料を前納するとお得です。

納付書で前納する場合

▷1年度分を前納すると「3,000円」の割引〔納付期限5月1日〕

▷6カ月を前納すると「690円」の割引〔納付期限5月1日、10月31日〕

※1年度分の納付書は、4月上旬に郵送されます。

口座振替で前納する場合

▷1年度分を前納すると「3,550円」の割引

▷6カ月を前納すると「960円」の割引

▷当月分をその月に納付すると「50円」の割引

社会保険事務所相談開設日

日時 4月17日(火) 午後1時～午後5時
18日(水) 午前9時～午前11時30分

場所 中標津経済センター

※ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお出かけ下さい。

★相談・お問い合わせはお気軽に住民課（国民年金担当：杉本）まで。

4月のごみ収集日

一般廃棄物収集区域 (祭日は休みです)〈有料〉	可燃ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみ 空き・びん・ペット ボトル・トレイ・ 新聞・雑誌	資源ごみ 容器包装(紙) 容器包装(プラ) 紙パック・段ボール
川北全域・忠類・浜古多糠・薫別・崎無異 古多糠全域・北標津・西北標津	水・土	7日(土) 21日(土)	4日(水) 18日(水)	11日(水) 25日(水)
新川上町・若草町・川上町・栄町 緑町・弥栄町・曙町・伊茶仁	月・木	5日(木) 19日(木)	2日(月) 16日(月) 26日(木)	9日(月) 23日(月)
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	6日(金) 20日(金)	3日(火) 17日(火)	10日(火) 24日(火)

★粗大ごみの申し込みは、渡辺清掃(株) ☎0120-79-3106まで。

スポーツ

☆4月のスポーツ☆

■1日(日)

ソフトバレーボールスプリングフェスティバル
〔9時30分～総合体育館〕

■9日～23日の毎週月曜日

標津スポーツクラブスポーツ体験教室
〔16時～総合体育館〕

■14日～28日の毎週土曜日

標津スポーツクラブサタデースポーツ広場
〔19時～総合体育館〕

■15日(日)

第25回管内小学生卓球大会
〔9時～総合体育館〕

■25日(水)・27日(金)

ファミリー卓球教室
〔19時～総合体育館〕

環境衛生

し尿の汲み取りの 申し込みは忘れずに

5月のし尿の汲み取り実施地域は次のとおりです。なお、4月から業者へ直接申し込みとなりましたので、希望される方は忘れずにお申し込みください。

汲取実施地域

伊茶仁、忠類、浜古多糠、薫別、崎無異

申込期限 4月25日(水)

★申し込み・お問い合わせは、渡辺清掃(株) ☎0120-79-3106まで。

英語教室 4月中旬オープン!

■対 象／小学生及び成人

■場 所／標津町北1条西2丁目(つぼみ園内)

■講 師／坂部 三恵子 (英語講師歴10年)

体験レッスン 4月9日(月)各レベル30分
小学低学年 午後3時10分～、小学高学年 午後4時～
*詳細は電話82-1113にてお問い合わせください(午後)。

坂部宏子 童謡(唱歌)コンサート

■日 時／4月8日(日) 午後2時30分～4時

■場 所／つぼみ園(北1条西2丁目) ☎82-1113

■対 象／幼児から大人まで。親子は勿論、子供や大人だけの参加も歓迎!

入場無料

*「クリオネ」賛助出演 後半は「お楽しみ会」です。

補助金

新・ふるさとづくり 推進事業補助制度

町では、「町民の協働による、ふるさとのための、町民による補助金」(行財政改革による削減経費の3%を財源)と銘打って補助制度を創設しました。

詳しくは、今月号の折り込みチラシをご覧ください。

★お問い合わせは、企画政策課(小川、上田)まで。

税

ご自分の固定資産の確認を

町では、今年度に課税される固定資産税の基礎となる「固定資産課税台帳」で自分の資産を確認することがきます。

期 間 (土・日・祝祭日を除く)

4月2日(月)～5月31日(木)

午前8時30分～午後5時30分

場 所 税務財政課窓口

★お問い合わせは、税務財政課(担当:猪股、浅野)まで。

戸籍の窓口から

(2月11日～3月10日届出分)

■ご結婚おめでとう

畑山 貴志さん・對馬 舞さん(望ヶ丘町)
安藤 龍也さん・佐藤 若菜さん(新川上町)
樫木 智臣さん・奥田 知香さん(北 標 津)

■お誕生おめでとう

谷川 ^{あかつき} 瞬くん (共栄旭町) 俊 彦・良 子
村上 ^{やまと} 大和くん (西北標津) 勝 則・智穂子
相馬 ^{まな} 麻菜ちゃん(新川上町) 正 幸・春 菜
吉江 ^{ともき} 輝貴くん (曙 町) 勝 幸・美 穂
佐々木 ^{りんのすけ} 凜ノ介くん(鳩ヶ丘町) 尚・智恵美
弓場 ^{はるき} 春輝くん(南 川 北) 誠・恵美子

■おくやみ申し上げます

一 戸 和 子さん(薫 別) 80歳
森 井 英 男さん(曙 町) 72歳
森 井 ツネ子さん(寿 町) 84歳
岡 部 イチヨさん(新川上町) 93歳

(※ご家族の了承を得て掲載しています。)

寄付・寄贈ありがとうございました

●財政調整基金として町に――

・白井 清子さん

●標津病院に――

・戸村 ミエさん・細畑 妙子さん
・佐野 幸子さん・川畑新聞店

●町社会福祉協議会に――

・坂本 紫さん

●はまなす苑に――

・岩倉 信子さん・西東 経子さん
・龍雲寺梅花講

(※ご本人の了承を得て掲載しています。)

選挙

一票で 築くわが町 わが郷土 第16回統一地方選挙

投票日は知事・道議選挙は4月8日。
標津町議会議員選挙は4月22日です。
若い世代のみなさんも投票しましょう。

期日前投票について

投票日当日、旅行やその他の用事で投票所に行くことができない方は、告示の次の日から投票の前日までに「期日前投票」ができます。

期日前投票ができる期間

北海道知事選挙 3月23日(金)～4月7日(土)

北海道議会議員選挙 3月31日(土)～4月7日(土)

標津町議会議員選挙 4月18日(水)～4月21日(土)

- ・期日前投票場所………標津町役場1階の期日前投票所
- ・期日前投票受付時間…午前8時30分～午後8時
- ・持参するもの………入場券又は身分を証明するもの
- ・従来の不在者投票(入院している方など)も可能です。

★お問い合わせは、標津町選挙管理委員会 ☎82-2131
内線104・105まで。

知事・道議選挙

4月8日(日)

標津町議会議員選挙

4月22日(日)



100円均一商品始めました!!

生活雑貨・食料品・お菓子ほか

一度足を運んでください!!

また、野菜、果物、斉藤豆腐なども
従来どおり販売しています。



配達します

==営業時間==
AM8:00～PM5:00

(有)まるよし商店 ☎82-2518

施設別の開庁時間



昨年4月1日から住民サービスの上のため、役場や関係機関の執務時間を延長していますが、引き続き平成19年度においても実施します。
なお、職員の勤務時間は平

役場開庁時間の拡大
午前8時から
午後6時まで開庁

引き続き「役場開庁時間の拡大」及び
「365日住民票と印鑑証明の発行」を実施

施設	開庁時間(月曜日～金曜日)
役場 庁舎	午前 8:00～午後6:00
常設保育園(標津・川北)	午前 7:45～午後5:45
茶志骨保育園	午前 8:00～午後5:00
古多糠保育園	午前 8:15～午後5:00
サーモン科学館	午前 9:30～午後5:00
ふれあい加工体験センター	午前 8:30～午後5:30
生涯学習センター(標津)	午前 8:45～午後5:30
生涯学習センター(川北)	午前 8:45～午後5:30
標津町立病院	午前 8:30～午後5:00
保健福祉センター	午前 8:00～午後6:00
総合体育館	午前 8:45～午後5:30
図書館	午前10:00～午後6:00
児童館(標津)	午前 9:00～午後5:30
児童館(川北)	午後 1:00～午後5:30 (月～金) 午前10:00～午後5:30 (土) 午前 9:00～午後5:30 (学校休業日)
給食センター	午前 8:00～午後4:45
幼稚園(標津・川北)	午前 8:15～午後5:00
消防署	午前 8:30～午後5:15
浄化センター	午前 8:30～午後5:30

成19年度から15分延長し午前8時30分から午後5時30分となりますが、役場開庁時間(延長)については従来(平成18年度)と同様です。
どうぞお気軽にご利用ください。(施設別の開庁時間は別表のとおりです。)

365日住民票と印鑑証明の発行
昨年4月1日から住民サービスの上のため、役場や関係機関の執務時間を延長していますが、引き続き平成19年度においても実施します。
なお、職員の勤務時間は平

「標津町助役」→「標津町副町長」に変わります

地方自治法の改正に伴い、4月1日から「助役」の名称が権限拡大とともに「副町長」に変わります。

また、「収入役」制度が廃止され、これに替わり「会計管理者」が一般職の中から選任されその業務を行うこととなります。なお、これに伴う窓口業務などの変更はありませんので従来どおりお気軽にご利用ください。

標津病院 医師紹介

この度、津福達二医師の後任として、小篠洋之医師(外科)が着任しました。

期間は、4月1日から9月30日までの予定です。

★お問い合わせは、標津病院(☎82-2111)まで。



ありがとうございます。

皆様のおかげで

1周年

4月29日(日) 感謝セール開催!!

サーモンパーク サーモンハウス内 しべついちば
標津町北1条西6丁目1番2号 TEL/FAX 0153-82-3132

いつもより
更にお安く!!



「標津に帰ってきてから自分」

標

津町川北に生まれ育ち23年が過ぎました。

高校卒業後、大学

へ通うために初めて標津を離れ、江別市で2年間暮らししました。故郷から離れることによって、周囲の環境にとっても恵まれていたことを強く実感しました。今思えば短い期間でしたが、知らない土地での生活や、出身地の全く違う友人たちと出会えたことは、現在の自分に大きく影響していると思います。

卒業後は、すぐに地元へ戻り、実家で酪農の仕事をする毎日です。小さい頃から牛と触れ合い、仕事の手伝いもしていました。大学では多少の知識と技術も身につけましたが、何年経っても難しい仕事だと感じています。まだまだ勉強と経験が必要ようです。

昨年からは、J A女性部に仲間入りさせてもらい、今まで以上に地域の皆さんと知り合うことができました。友達も増えて、仕事・家族・子育ての話などを聞かせてもらっています。また、色々な勉強

会にも参加させてもらえるので、これからの生活や仕事に役立てていけたら良いなと思っています。

今一番の楽しみは、週2回

の川北体育館でのバドミントンサークルに参加することです。ほぼ全員が同じ年の友人ということもあり、バドミントンよりも雑談をする時間の方が長いときもありますが、毎回とても楽しんで運動不足を解消しています。そして週1回ヨサコイを踊っています。

といっても、現在チームに所属しているわけではなく、数人の友人と、大学時代に所属していたチームの踊りを踊っているのです。趣味といった感じですが、もう少し人数を増やそうと計画中です。

こういった楽しみを持って、今の自分があるのは、友達・仲間、そして何よりも私たちを逢わせてくれた「標津町」のお蔭だなと思います。

◆ 次の「まちの声」は櫻井淑子さん（西川北）です。

☆標津町民憲章☆

（昭和46年11月3日制定）

- ◇健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- ◇自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- ◇たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- ◇心を豊かにし文化を高めましょう。
- ◇子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

編集のまど

①2色刷り発行

「ふるさと新生プラン」を契機に行政サービスの見直しの一環として、11月から有料広告掲載を行ってまいりました。その掲載収入を町民の皆様に還元するため、今月号から2色刷りとさせていただきます。広報紙面の見やすさなど質の向上を図ってまいります。

②ロゴマークを一新

先月号まで表紙のロゴマークであった「HOP・STEP・JUMP IN 標津」は平成11年4月号から8年間使用してきましたが、平成18年7月策定の「ふるさと新生プラン」の行動指針に基づき、6千町民が心を寄せ合いともに考え、ともに汗流して、夢と希望の持てるキラリ光る「ふるさと標津」づくりを推進していくため、今月号から「小さくてもキラリと光るまち 標津」（表紙左上）のロゴマークに一新しました。町民の皆様におかれましては、よりいっそう親しみが持てる「ふるさと」のマークとして育てていただきますようお願いいたします。

◆ 今後も、町の身近な話題などを発信してまいりますので、情報の提供にご協力をお願いいたします。

（H・U）

人のうごき

・人口	6,023人	(- 2)
・男	2,932人	(+ 4)
・女	3,091人	(- 6)
・世帯数	2,357人	(+ 3)

◇平成19年3月3日現在
()は前月比

町内の交通事故

・人身事故	0件	(0)
・負傷者	0件	(0)
・死亡者	0件	(0)
・物損事故	8件	(19)

◇平成19年2月1日～2月28日まで
()は本年の累計

5月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

■日時 5月8日(火)13時30分～
■場所 あすばる

★お問い合わせは、住民課まで。